熊産協第 ２１号

令和４年８月３０日

協会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人熊本県産業資源循環協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　野　原　雅　浩

令和４年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補の推薦について

　時下　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

　さて、（公社）全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）から標記の候補者の推薦依頼が令和４年８月２９日に届きました。

　この安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とされております。

　会員企業で、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績の職長がおられる場合は推薦書（別紙１）に記載のうえ、本協会へメール（[info@kuma-sanpai.or.jp](mailto:info@kuma-sanpai.or.jp)）により９月７日（木）までに推薦願います。

また、この顕彰基準・欠格等については下記に記載されておりますので、御確認下さい。

　なお、連合会推薦の手順としては各県推薦者を地域協議会で１名に絞り、それぞれの地域協議会からの推薦が２名を超える場合は連合会において推薦枠２名を決定することとなりますのでよろしくお願い申し上げます。

記

１　顕彰基準

　　顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

　（１）職長等としての実務経験が通算１０年以上であり、現在も当該職務に就いていること。

　（２）職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の９月３０日から遡って過去５年以上、休業４日以上の災害が発生していないこと。

　（３）職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。

　（４）安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

２　欠格等

　（１）同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

　（２）すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。

　（３）職長等として担当した現場外において、顕彰年度の９月３０日から遡って過去１年以内に、休業４日以上の災害が発生しており、当該災害の内容及びその職務内容を鑑み、顕彰審査委員会にて対象と認められないと判断した場合は、顕彰しない。

　（４）所属する事業場において、顕彰年度の９月３０日から遡って過去１年以内に、死亡事故等の重篤な災害が発生している場合又は労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。

　（５）所属する事業場において、顕彰年度の９月３０日から遡って過去３年以内に、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定のある場合、顕彰しない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　問合せ・返信先

　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）熊本県産業資源循環協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 096-213-3356

メール [info@kuma-sanpai.or.jp](mailto:info@kuma-sanpai.or.jp)

担当　 久保、松尾